# 第1 単年度貸付金及び長期貸付金(個別監査対象外)

## 1 監査の結果に対する改善措置

### (1)貸付事務手続きについて

ア 貸付関係書類について (公害防止施設整備資金貸付金、産業廃棄物処理施設整備資金貸付金)

#### (監査結果)

公害防止施設整備貸付金において完了報告書未提出のもの1件、また、産業廃棄物処理施設整備資金貸付金において完了報告書に領収書添付のないもの1件、金融機関意見書のないもの1件が見受けられた。関係書類の整備の徹底が必要である。

# (改善措置)

完了報告書に添付する領収書及び金融機関意見書については、事業者及び金融機関から各書類の提出を受け、整備した。

完了報告書未提出の事業者に対しては、平成13年11月6日付け及び平成14年3月4日付けで報告書提出の督促を通知しているところであるが、未だ提出されていない。引き続き、事業者に対して報告書提出を促すとともに適切な指導を行い、関係書類の整備に努めたい。

イ 事業計画書について (農業改良普及資金)

## (監査結果)

農業改良資金の平成12年度貸付分で、個々の事業計画に記載不備が見受けられた。このようなことは貸付決定の審査を行う上で好ましくない。

事業計画は貸付決定に当たり重要な書類であり、貸付時に申請者への適切な指導を行うとともに、申請者の実情を詳細に理解しておくべきである。

#### (改善措置)

貸付申請者には、各事案の相談時から農業改良普及センターが係わっており、経営状況の把握・資金の借入の必要性等を判断した上で申請の指導を行っている。

また、貸付決定に当たっては、農業改良普及センターからの意見により事案毎に 審査会を開催し、必要に応じて関係機関から意見聴取等を行った上で貸付決定を行っている。

本事案については、借入者に対し事業計画の再確認とその訂正について指導し、 事業計画の是正を行った。

今後においても貸付申請者への指導及び書類の審査等に万全を期することとする。

ウ 公正証書について (消費生活協同組合設備資金貸付金)

# (監査結果)

県要綱に規定される公正証書が保存されていないケースがあった。債権管理上重要な書類であるので、保存の徹底が必要である。

## (改善措置)

消費生活協同組合設備資金貸付金は平成14年度から事業休止とした。

今後、事業の再開があった時には公正証書保存の徹底を図りたい。

#### (2)債権管理について

ア 返還債務猶予申請書の提出について (介護福祉士修学資金貸付金)

## (監査の結果)

返還債務猶予申請書が、提出されていないものがあった。

返還債務猶予申請書の提出を要請していくことを徹底すべきであるとともに、貸付金台帳上でその旨を記入していくべきである。

### (改善措置)

結果報告のあった事案については返還債務猶予申請書を提出させ、猶予となる要件を満たしていることから猶予決定を行った。

また、今後の不明債権発生の防止を図るため、介護福祉士養成施設及び修学資金の貸与を受けた者に対して退職時等には直ちに県に連絡するよう改めて通知するとともに、返還債務を猶予した者に対しては、貸付金台帳にその決定日・期間・事由等の記入漏れがないかを点検し台帳の整備を行った。

## 2 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

(1)貸付枠の消化状況について(木材産業等高度化推進資金貸付金)

資金に関する需要調査を実施し、平成14年度から最大貸付枠を14億1千万円から、需要動向に見合った9億4千万円に見直し、これに伴う預託金額も3億6千万円から2億4千万円に減額した。

(2) 工事着工遅れに対する対応について(企業局宅地ローン)

住宅着工に時間を要するケースについては、随時、追跡調査を行うこととし、購入者の事情を考慮しながら、手続きに不備のないよう適正に処理することとした。

(3) 資金の安全性について (建設業振興対策資金貸付金)

貸付先である群馬県建設事業協同組合に対し、今年度から定期的な監査を実施することとした。また、組合が破綻したときのリスクの問題と併せ、金融機関のペイオフ解禁に伴うリスクの問題も含め総合的に勘案し、貸付金の適切な預託方法について検討することとした。

(4) 貸付額の妥当性について (就農支援資金貸付金)

農業公社に対する貸付金と就農者に対する貸付金の差額が生じてきているため、 平成14年度4月に(財)群馬県農業公社から57,600千円の繰上償還を受け入れ、貸 付実績を考慮した計画的な貸付けができるよう改善を図った。

(5)貸付限度額の制限について(消費生活協同組合設備資金貸付金)

消費生活協同組合設備資金貸付金は平成14年度から事業休止とした。今後、事業の再開があった時には公正証書保存の徹底を図りたい。

(6)貸付事務手続について(看護婦等修学資金貸付金)

ア 延滞債権の管理について

看護婦等修学資金貸付金(現在は看護師等修学資金貸付金)について、延滞債権 分の各人ごとの管理簿を作成し、交渉記録を記帳するなど、的確な債権管理を行う こととした。 イ 貸付金返還債務免除申請書の未提出者に対する指導の徹底

看護婦等修学資金貸付金(現在は看護師等修学資金貸付金)について、貸付金返還債務免除資格者が、免除申請書の提出を失念し、返還債務の免除が出来ないものもあるため、免除申請書の未提出者に対して提出の督促を行うとともに、医師会や病院、看護師等養成施設に、修学資金の被貸与者に対する指導を働きかけ、免除申請書の提出を更に徹底していくこととした。

# 第2 母子·寡婦福祉資金貸付金

# 1 監査の結果に対する改善措置

## (1)貸付事務について

ア 融資実行時の事務手続きについて

### (監査の結果)

借用書上、保証人と連帯借受人の記載が入れ替わったままになっていた。また、修学資金について、在学証明書がないまま貸付が実行されていた。

### (改善措置)

貸付時における必要資料や記載事項についての確認を、必ず複数人にて実施することとする。

#### イ 審査資料について

## (監査の結果)

審査資料に保証人の所有資産等について記録のないものがあった。

## (改善措置)

貸付時における必要資料や記載事項についての確認を、必ず複数人にて 実施することとする。

### (2) 債権管理について

ア 中之条保健福祉事務所の管理について

# (監査の結果)

収入未済の比率が高いが、借受人に対する接触機会が非常に少ないことが原因と 思われる。収入未済について、返済方法を再検討すべきである。

# (改善措置)

平成14年度から母子寡婦福祉資金償還指導員を広域的(中之条・渋川・沼田保健福祉事務所管内)に設置し、夜間・休日を含めて償還指導を実施することとする。

また、新たに制定する「母子寡婦福祉資金償還指導員業務実施要領」に基づき、 年度当初に年間償還指導計画書を作成し、計画的かつ効率的な償還指導を実施する とともに、償還指導員が毎月、償還指導実績表を作成することにより、償還指導の 進捗状況を常に評価分析するなど、償還指導の効果的な推進を図ることとする。

#### イ 違約金の免除申請について

## (監査の結果)

違約金免除申請書の氏名のサインについて、保健福祉事務所職員が行っているケースがあった。

### (改善措置)

原則、本人に来所してもらい署名してもらっているが、来所が困難な場合は、郵 送又は訪問して、必ず本人に署名してもらうよう徹底することとする。

#### ウ 保証人について

## (監査の結果)

保証人が死亡により不在になっているにもかかわらず、補充できないでいるケースがあった。

### (改善措置)

保証人の死亡が判明したときは、借受人に保証人を補充するよう要請しているが 困難な場合がある。今後は、徹底した指導を実施していくこととする。

エ 意図的な申請の事例について

### (監査の結果)

事業資金については、貸付後に現地調査等を行うことや、延滞初期における適切な指導が求められる。

また、偽りその他不正手段によって貸付を受けたことが判明したときは、一時償還を請求すべきである。

#### (改善措置)

事業資金、事業継続資金及び住宅資金については、貸付後に現地調査を行うことを義務付けることとし、「母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」に規定し、徹底することとした。

また、「母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を改正し、貸付時には誓約書を徴収することを規定し、「一時償還規定」を明記し、不正が発覚した場合は、即時一時償還を積極的に請求していくこととした。

### オ 集金事務について

## (監査の結果)

現金領収する場合、市販の領収書を使用しているケースがあり、保管にも不備が認められた。

## (改善措置)

「現金領収伝票」の使用を徹底するとともに、適切な保管・管理に努めることとする。

#### カ 回収中の貸付関係書類の保存について

#### (監査の結果)

貸付契約実行中で回収途上にある場合は、関係書類を償還終了まで保管すべきである。

## (改善措置)

今まで、書類毎に編綴していたものを、借受人毎に編綴することとし、償還終了まですべての貸付関係書類を保管するよう徹底することとする。

## 2 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

(1) 母子寡婦福祉資金償還指導員の拡充

平成14年度から母子寡婦福祉資金償還指導員3名を次のとおり広域的(8事務所管内)に配置し、効率的な償還指導を推進することとした。

· 前橋 · 高崎保健福祉事務所管内 1

・桐生・太田・館林保健福祉事務所管内 1名

・渋川・中之条・沼田保健福祉事務所管内 1名

(2)「母子寡婦福祉資金償還指導員業務実施要領」の制定

「母子寡婦福祉資金償還指導員業務実施要領」を制定(平成14年4月1日施行) し、次のとおり改善措置を実施することとした。

ア 償還指導員の業務について具体的に規定し、適切な償還指導を実施する。

イ 各保健福祉事務所において年度当初に年間償還指導計画書を作成し、計画的 かつ効率的な償還指導を実施する。

ウ 償還指導員が毎月、償還指導実績表を作成することにより、償還指導の進捗 状況を常に評価分析し、有効な償還指導を推進する。

エ 滞納者をその滞納状況により 4 分類にランク分けして適切な債権管理を行い、効果的な償還指導を実施する。

オ 滞納者に「償還計画表」の作成を指導し、償還意識の高揚を図る。

カ 借受人が返済しなかった場合の連帯借受人、連帯保証人に対する請求を規定 し、連帯借受人及び連帯保証人に対する償還指導を積極的に推進する。

(3)「母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の一部改正

「母子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」を一部改正(平成14年4月1日施行) し、次のとおり改善措置を実施することとした。

ア 印鑑証明の有効期限を「発行後3か月以内」と明文化し、適正な事務処理に 努める。

イ 借受人、連帯借受人及び連帯保証人から「誓約書」を徴収することを規定し、 次の内容を明記して改善を図ることとした。

(ア)連帯借受人及び連帯保証人も借受人と同じ償還義務があることを明記し、 連帯借受人及び連帯保証人の返済意識の高揚を図るとともに、償還指導を 積極的に実施する。

(イ)貸付要件に該当しなくなった場合の報告義務、貸付目的以外に使用した場合や偽りその他不正手段によって貸付を受けたときの一括償還規定を明記し、一括償還を推進する。

(4) 母子寡婦福祉資金新システムの導入

平成14年度から母子寡婦福祉資金新システムを導入し、次のとおり改善措置を 実施することとした。

ア 貸付や償還状況についてリアルタイムに確認及び照合ができるようにし、適切な債権管理を行うとともに、事務の効率化及び県民サービスの向上を図る。 イ 収入未済が発生しても引き続き口座引き落としができるようにする。

# 第3 林業改善資金貸付金及び林業後継者特別対策資金貸付金

## 1 監査の結果に対する改善措置

#### (1)貸付事務について

## (監査結果)

アマニュアルが改定されていないケースがあった。

チェーンソーについては、過去には買い換え証明が必要とされていたが、現在は、必要とされない取扱いになっている。しかし、規則は改定されておらず、貸付規則どおりに証明を添付するか、または規則の見直しが必要である。

イ 連帯保証人については資力が確実であることが求められるが、保証能力が検 証されていない事例が見受けられた。

例えば、所得証明等が取り付けられていないケースもあり、保証能力の検証 は必ず実行すべきである。

ウ 申請書添付書類として、法人については定款の添付が必要であるが、取り付 けられていないケースが多かった。

定款は法人の基本となるものであるから、受付時点でチェックして、貸出事務手続きを十分なものにすべきである。

## (改善措置)

ア 貸付規則どおり、証明を添付することとした。

イ 債権保全の観点から、全ての案件について所得証明等保証能力の内容が検証 できるものを添付することとした。

ウ 全ての案件について、定款を添付することとした。

## (2)委託先との事務の重複について

#### (監査結果)

群馬県森林組合連合会に貸付事務及び回収事務を委託しているが、事務処理が県 と重複している点が散見された。

相互の事務処理を整理し、合理的に連携していく方向性が必要である。

# (改善措置)

貸付者の管理カード等互いに持っているものもあり、群馬県森林組合連合会と事務処理内容の点検を実施し、重複事務を回避する等整理・合理化を推進することとした。

## 2 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

# (1)貸付審査について

貸付に係るマニュアルを作成し、この中に添付書類、経営分析、他の資金制度の借入状況等をについてのチェックシートを盛り込み、貸付審査体制を充実させることとした。

## (2) 延滞債権について

延滞債権については、林業経営を維持しながら債権回収が実施されることを第一義に考え、未償還者と緊密な連携をとり、経営状態の把握、償還方法の検討を実施している。

また、厳格な審査の遂行、的確な債権管理に努めるとともに、必要に応じ、中小企業診断士等専門家による経営診断の実施など、債務者に対する的確なアドバイスを行うこととした。

# 第4 中小企業向け貸付金

## 1 監査の結果に対する改善措置

(1) 延滞債権の管理について(集団化資金貸付金)

## (監査結果)

収入未済になった場合、毎年報告書を提出させているが、中には最近の決算書等が無いものがある。

売上が僅少なことから決算書を作成していないなどの理由によるものである場合でも、貸付先の決算内容の把握に努めるべきである。

#### (改善措置)

貸付先の業況や決算内容を的確に把握するため、決算書若しくはそれに類する書類の提出を徹底させることとした。

なお、事業を廃止した場合においても、担保物件や債務者等の状況確認を行うことにより、引き続き延滞債権の適正な管理に努めていく。

(2)決算書等の保管について (組合共同施設資金貸付金)

#### (監査結果)

最新の決算書の無いものや利用状況報告書が無いものがあった。

#### (改善措置)

貸付先に対して、貸付要綱の規程に基づく利用状況報告書(直近の決算書を含む)の提出指導を徹底することとする。

(3) 交渉記録について((財) 中小企業振興公社 設備貸与事業会計)

## (監査結果)

個別債権の交渉記録について、交渉過程等の関係書類のファイリング等共通書式を工夫・改善すべきである。また、事務担当者の引継を確実に行い、債権保全に瑕疵のないよう注意すべきである。

### (改善措置)

「債権管理個別企業ファイリング並びに事務引継要領」を定め、関係書類のファイリングを共通書式化するとともに、担当者の事務引継の徹底を図ることとした。

(4) 累積限度額について((財)中小企業振興公社 設備貸与事業会計)

## (監査結果)

複数回リースを受けた法人について、連帯保証人となった法人代表者の資産が、 両方の保証能力の算定額に含まれていた。保証能力の審査の際、与信限度額が明確 になるよう、審査資料の様式を見直すべきである。

## (改善措置)

貸付審査の前段階に行う、申込企業の調査において、代表者と第三者保証人の保証能力が明確になるよう「設備貸与・資金貸付申込企業調査報告書」の書式を変更するとともに、貸付審査会の審査資料についても、同様に様式を変更することとした。

# 2 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

- (1) 細則の一部改正((財) 中小企業振興公社 設備貸与事業会計)
  - 「群馬県小規模企業者等設備貸与事業実施細則」を一部改正し、次のとおり改善措置を実施した。
  - ア 債権管理上重要な連帯保証人の状況確認の徹底を図るため、貸与申込の際、 連帯保証人調書を徴求することとした。
  - イ 購入設備価格の明確化を図るため、貸与申込の際、申込企業の価格交渉状況 を調査することとした。
- (2) リース契約時の審査の充実((財)中小企業振興公社 設備貸与事業会計) 「設備貸与・資金貸付申込企業調査報告書」及び貸付審査会の審査資料の書式を 一部変更し、代表者と第三者保証人の保証能力の明確化を図ることとした。
- (3) リース期間中のフォローの充実((財)中小企業振興公社 設備貸与事業会計)貸付後に企業から提出される「利用状況報告書」の添付資料に企業の決算書を追加し、経営内容の確認の徹底を図ることとした。